

報告第 11 号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり
専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第11号	平成30年5月23日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 平成30年1月15日、養父市八鹿町伊佐地内で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 265,120円 (過失割合) 市 40% 相手方 60% (相手方) [Redacted] [Redacted] [Redacted]